

鹿角市告示第28号

次のとおり流域公共下水道及び単独公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき告示し、当該区域の図面を縦覧に供する。

1 流域公共下水道の供用開始

（1） 供用を開始すべき年月日

平成30年4月1日

（2） 下水を排除すべき区域

鹿角市花輪字合ノ野、下夕町、高井田の各一部

鹿角市尾去沢字下モ平の一部

鹿角市十和田錦木字浜田、下野添の各一部

鹿角市十和田毛馬内字下寄熊、嶋ノ越の各一部

鹿角市十和田岡田字上前田の一部

鹿角市十和田大湯字中谷地の一部

2 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

平成30年3月12日

鹿角市長 児 玉

